

令和6年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業募集要項

1 趣旨

本事業は、木材利用が低位である民間施設における県産材の活用を普及拡大し、その利用を促進することで、森林所有者の経営意欲を向上させ、手入れ不足人工林の発生を未然に防止するとともに、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的とするものである。

2 対象施設

本年度の補助金交付対象となる施設は、別表に掲げる施設に該当し、かつ次の各号の全てに該当する施設で、助成区分毎に次のとおりとする。

- (1) 石川県内に所在し、木造又は木質内外装が行われる施設
- (2) 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設計し、建築する施設
- (3) 所有者等が自ら居住することのみを目的としない施設
- (4) 商業施設や社会福祉施設など多数の者による利用が見込める施設又は、事務所等利用者が限定される場合であっても、整備する施設を活用した県産材の普及拡大に向けた PR がなされる施設（物品等の格納を用途とする等、人の出入りが少ない施設を除く）
- (5) 専ら宗教活動や政治活動の用に供しない施設
- (6) 施設を整備する者が国又は地方公共団体でない施設
- (7) 事業完了日が令和7年3月19日までの施設

助成区分	補助対象施設
木造	次の要件を全て満たす施設 ① 県産木材の使用量が全体木材使用量の50%以上。ただし、県産材使用量が30 m ³ を超える場合はこの限りでない。 ② 延床面積150 m ² 以上（施主自らが居住する住宅と併用する施設の場合、居住用部分を除いた延床面積が150 m ² 以上）の施設
木質内外装	県産材を使用した木質内外装の見える部分の施工面積が30 m ² 以上

※ 同一施設において、木造区分と木質内外装区分を重複して申込みことはできません

3 応募にあたっての要件

本事業の補助金助成の採択を受け、施設を整備しようとする施主（以下、「応募者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 国や地方公共団体に該当しない民間事業者であること。
- (2) 使用する県産材について、「公共事業等における県産材産地及び合法木材証明制について（平成20年3月28日付け農政第4604号農林水産部長通知）」に基づく県産材産地及び合法木材証明書（以下「県産材産地及び合法木材証明書」という。）の提出が可能であること。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にならないこと。

4 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、県産材の材料費（合板等の木質材料で県産材を含む場合は、県産材使用割合を乗じた費用とする）、木造又は木質内外装の工事費及び設計費（木造に限る）に県産材の使用割合を乗じた費用とする。
- (2) 本事業以外の、国・都道府県・市町村が支出する補助金等の助成制度を利用している場合は、その補助金額を減じた残りの額を補助対象経費とする。

5 補助金の額

- (1) 本事業の補助金助成の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とする。
- (2) 補助率は次のとおりとする。1件あたりの補助金助成の額は、①に③を加えた額とし、補助上限額は、補助対象施設が該当するいずれかの助成区分を選択し、区分毎に下表のとおりとする。ただし、木質新材材を使用した場合は前記の額に②を加算し、補助上限額は下表の（新材材使用）の額を適用する。

ア 材料費

- ① 県産材：県産材の材料費の1/2以内
- ② 木質新材材（CLT、不燃木材、耐火集成材）：県産材使用部分の材料費の3/4以内

イ 工事費及び設計費

- ③ 木造又は木質内外装の工事費及び設計費（木造に限る）に県産材の使用割合を乗じた費用の1/2以内

表1 補助上限額

		助成区分	補助上限額	
				(新材材使用)
木 造	延 床 面 積	150㎡以上～300㎡未満	2,000千円	3,000千円
		300㎡以上～400㎡未満	3,000千円	4,500千円
		400㎡以上～500㎡未満	4,000千円	6,000千円
		500㎡以上	5,000千円	7,500千円
		木質内外装	2,000千円	3,000千円

6 補助金の申込み

応募者は、整備する施設について、契約締結後、工事着工前までに、次の書類を2部、施設の所在する市町を管轄する農林総合事務所に提出するか、書類のデータを電子メールにより森林管理課まで提出するものとする。

- (1) 事業計画承認申請書（別記様式第1号）
 - (2) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (3) 助成見込額算定表（別記様式第3号）
 - (4) 県産材使用見込明細書（別記様式第4号）
 - (5) 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証
 - (6) 事業者の概要がわかるパンフレット等の資料
 - (7) 図面（付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、立面図、県産材使用箇所が確認できる図面、県産材施工面積求積図（木質内外装区分の申請に限る）及び工事仕様書（任意様式）
 - (8) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（任意様式）
 - (9) 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）
- ※ 建築確認を要しない施工の場合、(5)の書類は不要とする。

7 提出方法及び問い合わせ先

6に定める提出書類は、施設の所在する市町を管轄する農林総合事務所の森林部林業振興課へ持参又は郵送、もしくは森林管理課のメールアドレスに電子データにより提出すること。

書類の電子データ送付先：石川県農林水産部森林管理課

メールアドレス：shinkan@pref.ishikawa.lg.jp

事務所名	管轄する市町	住所	電話番号	
農林総合事務所	南加賀	小松市、加賀市、能美市、川北町	〒923-0801 小松市園町ハ 108-1	0761-23-1717
	石川	白山市、野々市市	〒920-2121 白山市鶴来本町4丁目リ 75	076-272-1171
	県央	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	〒920-8214 金沢市直江南2丁目1	076-239-1753
	中能登	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6600
	奥能登	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10部 11-1	0768-26-2329
石川県農林水産部 森林管理課 森林資源活用グループ		〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1（県庁）	076-225-1643	

8 助成対象施設の決定

補助事業の採択は、次のとおりとする。

- (1) 県は事業計画承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で採択の可否を決定するとともに、その結果を応募者へ別記様式第5号により通知する（本通知を受けた者を「補助事業者」という）。
- (2) 本年度の補助金交付に係る事業計画の承認は、1事業者につき1件に限る。
- (3) 予算の範囲を超える時は申請の受付を終了し、その旨を森林管理課のホームページ

ージを通じて周知する。

9 事業計画の変更及び中止

承認を受けた事業計画を変更又は事業を中止するときは、遅滞なく、事業計画変更承認申請書（別記様式第6号）を作成し、整備する施設の所在する市町を管轄する農林総合事務所に提出し、承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる以外の変更は提出を要しない。

- (1) 補助金額の減
- (2) 事業完了時期の延長
- (3) 補助事業の中止

10 補助金交付申請（実績報告）書の提出期限について

補助事業者は補助金交付申請（実績報告）書を、事業完了の日から起算して15日を経過した日、又は令和7年3月21日のいずれか早い期日までに、整備する施設の所在する市町を管轄する農林総合事務所に提出しなければならない。

11 施設を整備する者の責務

補助金助成の採択を受けた事業主体は、整備する施設について、以下の取組を実施することとする。

- (1) 県産材を使用し、かつ「いしかわ森林環境基金」による補助事業の対象施設であること、並びに建物に使用した木材の炭素貯蔵量を示す表示板を作成し、施設内外の見える場所に設置すること。
なお、本表示板には「石川県産材ロゴマーク」を使用すること。
- (2) 県が完成を確認した日の年度から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数が経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、効率的な運営を図ること。
- (3) 施設内外の写真撮影や現地見学会など、石川県が行う「いしかわ森林環境基金」及び県産材利用推進のPRに係る取組に協力すること。

12 県産材使用に係る留意点

構造材等に県産材を使用する場合で、工事完成後に不可視となる箇所については、工事写真において県産材の使用が確認できるようにしておくこと。

また、建方完了時等、現場で県産材の使用が確認できる段階で、県に立ち会いを依頼し、工事完成前に県産材の使用状況の確認を受けるように努めること。

13 その他特記事項

令和5年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業において補助事業の採択を受けた施設のうち、令和6年能登半島地震の影響を受け令和6年3月19日までに事業完了しなかった施設については、本年度の補助金の交付対象とすることができるものとする。

別表

1	学校 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に規定する施設
2	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設 1に同じ
3	病院又は診療所 1に同じ
4	体育館、水泳場その他これらに類する運動施設 1に同じ
5	図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設 1に同じ
6	公共交通機関の施設 1に同じ
7	劇場、観覧場、映画館及び演芸場 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に指定する興行場
8	ホテル及び旅館 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業の用に供される施設
9	公衆浴場 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場
10	金融機関等 (1) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 (2) 日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局
11	飲食店 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業施設に該当しない施設
12	物品販売業又はサービス業を営む店舗 11に同じ
13	事務所
14	その他 上記1～13に定める施設のほか、知事が認める施設